

青森県道路除排雪車両情報管理システム構築・運用業務に係る企画提案競技実施要領

1 趣旨

この要領は、青森県道路除排雪車両情報管理システム構築・運用業務に係る企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 内容

(1) 件名

青森県道路除排雪車両情報管理システム構築・運用業務

(2) 委託業務内容

別添「青森県道路除排雪車両情報管理システム構築・運用業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託経費上限額

29,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 青森県内に事務所又は事業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県発注の契約に係る指名停止を受けていない者であること。
- (4) 国税・都道府県税・市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (7) 本業務の契約期間終了時点で創業から15年以内の者であること。
- (8) 未上場の者であること。

4 企画提案競技参加表明書の提出

- (1) 企画提案競技に参加する者は、次の書類を提出すること。
参加表明書（様式1）
- (2) 提出期限
令和8年8月21日（金）午後5時まで
- (3) 提出先
下記12のとおりに
- (4) 提出方法
電子データ（PDF 形式）により提出すること。

5 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式2及び付表）

イ 企画提案書

企画提案書・見積書及び積算内訳書作成に当たっては、仕様書を確認の上、別添「青森県道路除排雪車両情報管理システム構築・運用業務に係る企画提案競技評価項目及び評価基準」に基づいて、記載すること。

企画提案書には、下記（ア）及び（イ）について記載すること。特に、（イ）については、重点的に評価することから具体的に記載すること。

（ア）業務実績及び実施体制

過去に国または地方公共団体と契約を締結し、かつ、履行した実績がある場合は記載すること。また、仕様書に定める業務の遂行にあたり、どのような人員体制・連絡体制を予定するか、その実施体制についての資料を作成すること。なお、業務項目ごとに異なる体制となることが想定される場合は、分けて記載すること。

また、資料作成にあたっては、具体の従業員氏名などは必要としないが、想定される人員の在籍所属や役職・実績等はできるだけ記載すること。

（イ）青森県道路除排雪車両情報管理システム構築・運用業務に係る提案

仕様書の「4 業務内容」に記載する機能を備えたスマートフォンアプリケーション及び管理システムの構成やUIデザイン、システムの安定稼働を確保する仕組み、運用保守体制のほか、下記に関して提案すること。

① ダンプトラックのタコグラフ等の画像等のデータを道路除排雪車両情報管理システム上で共有する仕組み

② その他有用と考えられる機能

ウ 見積書及び積算内訳書

仕様書の「4 業務内容」に沿って、上記2（4）「委託経費上限額」に示す金額以内（消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載）で見積もり、積算内訳を記載した見積書を提出すること。また、令和9年度以降の単年ごとの運用保守に係る経費の見積書及び積算内訳書を併せて提出すること。

(2) 企画提案書の体裁

企画提案書の様式は任意とするが、サイズは日本産業規格 A4 横サイズとすること。なお、全体のページ数に上限は設けないが、審査を適切に行えるよう構成などに配慮すること。

(3) 提出期限

令和8年8月28日（金）午後5時まで

(4) 提出先

下記12のとおり

(5) 提出方法

電子データ（PDF形式）により提出すること。

なお、電子メール1通あたりの容量が10MBを超える場合は添付ファイルの受領ができない場合があるため、クラウドサービス等により提出すること。

(6) その他

企画提案書提出後の差し替え・修正は一切認めない。ただし、発注者から書類の不備を指摘された場合には、差し替え・修正について速やかに対応すること。

6 企画提案に係る質問

- (1) 質問については、質問書（様式3）により、下記12のアドレスへ電子メールにより提出すること。
- (2) 企画提案に関する質問のみ受け付ける。審査方法等に関する質問については、受け付けない。ただし、一般的事項に関しては随時、電話や電子メールにより照会して差し支えないこととする。
- (3) 質問の受付は、令和8年8月18日（火）正午までとする。
- (4) 質問に対する回答については、令和8年8月19日（水）までに質問者に回答するほか、青森県庁（DX推進課）のホームページに質問者名を伏せて掲載する。
ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者へのみ回答する。

7 企画提案競技審査

- (1) 企画提案の審査を公正に行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定するため、審査会を設置する。
- (2) 企画提案競技審査会では、対面にて、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーションは本委託業務の業務責任者など、本業務に従事する者が行うこと。審査会の正式な開催日時は、参加表明書を提出した者に別途通知する。
- (3) 上記(1)における審査項目及び配点については、別添「青森県道路除排雪車両情報管理システム構築・運用業務に係る企画提案競技評価項目及び評価基準」に定める。
- (4) 審査の結果、最も総得点の高い提案者を本提案競技の最優秀提案者とする。次に総得点の高い提案者を優秀提案者とする。
- (5) 複数の提案者が最高総得点で並んだ場合、優先評価項目の総得点が高い提案者を最優秀提案者とする。
- (6) 審査結果については、全ての提案者に対して通知する。

8 契約

- (1) 企画提案競技審査において最優秀提案者となった者を受注候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。
- (2) 上記(1)の協議が調わない場合には、優秀提案者を受注候補者とし、企画提案書を参考に協議を行い、協議が調った場合、契約を締結する。
- (3) 上記(2)の契約を締結する際、提案者が発注者との協議を経ることなく企画提案の内容を大幅に変更した条件を提示したときは、その提案者と契約を締結しない場合がある。

9 失格要件

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 所定の日時までに書類を提出しないとき
- (2) 提案者が本企画提案競技に対して2以上の提案をしたとき
- (3) 提案者が第三者（再委託先を除く）の提案の代理をしたとき
- (4) 書類に重大な不備があった場合又は指示した事項に違反したとき
- (5) 見積額が「2(4)委託経費上限額」を超えた提案であるとき
- (6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (7) 青森県職員又は本企画提案競技の関係者に対して、本企画提案競技に関わる不正な接触の事実が認められたとき
- (8) 企画提案競技審査に関する不当な要求等を申し入れたとき
- (9) 社会通念上、契約するにふさわしくないと考えられる事態が生じたとき

10 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技への参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等の措置を行う場合がある。

11 スケジュール

公告	令和8年8月10日（月）
質問書提出期限	令和8年8月18日（火）正午
質問書に対する回答通知	令和8年8月19日（水）まで
参加表明書提出期限	令和8年8月21日（金）午後5時
企画提案書提出期限	令和8年8月28日（金）午後5時
審査委員会による対面審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年9月1日（火）
審査結果の通知	令和8年9月2日（木）

12 本企画提案競技に関する事務を担当する部署・連絡先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県総合政策部DX推進課 暮らし・行政DXグループ 馬場

TEL 017-734-9179

E-mail dxsuishin@pref.aomori.lg.jp